



不法投棄を阻止せよ！ まちには“ごみ箱”“じやない”！！

まちづくりの新たな胎動をいち早くキャッチしてご紹介するシリーズ「まちづくり最前線」。
第2回は「ごみの不法投棄」について。



リポーター
ごみ対策課 永塚 俊幸

不法投棄は犯罪行為です。個人の場合、「五年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(併科あり)」と廃棄物処理法に定められ、昨年も道内で家庭「ごみ」を車から投げ捨てたとして、逮捕者が出ています。

石狩市では、今年も不法投棄の撲滅に向け、全力で取り組みます。今回は不法投棄の実態と撲滅対策をレポート！

●不法投棄は不公平

ごみ対策課の永塚です。いきなりですが、皆さんは不法投棄の現場に遭遇したことはありませんか？ 左の写真がまさにその現場で、昨年10月に行った夜間パトロールの際、新港の一角で発見したものです。このとき捨てられていたものは、ジャンパーなどの衣服、ビデオテープ、雑誌や書類といった紙ごみなど。本来であれば一般家庭ごみとして分別し、処分されなければならぬものが散乱していました。

こうした不法投棄物は、もちろんそのままにしておくわけにはいきません。

発見した場所・日時・投棄物を記録し、

現場を撮影した後、投棄者が特定できる場合は警察に通報しますが、特定できない場合、多くは市が処分することになります。ちなみに平成21年度の1年間で市が要した処分費用は、699万510円。これは、市民一人当たり約114円の負担となる計算です。

石狩市では平成18年から一般家庭ごみについては「石狩市指定ごみ袋」を、粗大ごみについては「粗大ごみ処理券」を購入していただき、市民の皆さんにごみ処理費用の一部を負担していただいています。

そのため、不法投棄のような一部の人の身勝手な行動は、費用負担の面から不公平であり、決して許されない行為です。ましてや、わたしたちのまちを“ごみ箱扱い”にするような、こうした行為に対して、市では今後も毅然とした対応を図っていきます。

●ごみゼロへの取り組み

市では10年前の「ごみゼロの日」(5月30日)に、「石狩市ごみ不法投棄非常事態宣言」を発表。以来、ごみ不法投棄の撲滅を目指して、次の事業に全力で取り組んでいます。

- ①市民・事業者・町内会などによる取り組み
- ②夜間監視パトロールの実施
- ③監視カメラの増設
- ④不法投棄ホットラインの開設

今年さらには不法投棄多発地区に監視カメラを増設するなど、監視強化を進めています。また、市内一円を積極的にパトロールすることにより、

不法投棄が行われない環境づくりに努めています。

市民の皆さんの協力を得て、まちからごみを一扫することで、ごみを持ち込ませない環境づくりにも取り組んでいます。“ごみ拾い”という地味な作業ですが、昨年も4月のマクンベツ湿原でのごみ拾いに始まり、石狩湾新港地域における春と秋のクリーン作戦、町内会による春と秋のクリーン作戦、石狩湾海水浴場の清掃に、市内外間わず延べ7,000人以上の方が、ボランティアで協力してくださいました。

今後とも地デジ化に伴うテレビなどの廃家電の不法投棄が懸念されます。市ではより一層、関係機関と丸とんで不法投棄根絶に向け取り組みを進めます。市民の皆さんにも、不法投棄への厳しい“監視”の目を引き続き持つていただければと思いますので、ご協力をお願いします！



■石狩市における不法投棄発見数の推移



2 夜間監視パトロールの実施 (市、北海道石狩振興局、産業廃棄物協会道央支部、石狩湾新港企業団地連絡協議会)
 昨年10月に行われた夜間パトロールにて。このあとも洗濯機やソファークッション、角材の束ねたものや棚の一部などを次々と発見。いずれも人通りの少ない場所を狙った、悪質な不法投棄です。

不法投棄撲滅に向けた4つの対策

4 ホットラインの開設

不法投棄を防ぐため、市役所に不法投棄ホットラインを開設。24時間、不法投棄について市民などからの通報を受け付けます。



ごみ不法投棄ホットライン ☎72-5353

- ・不法投棄された日時や場所などの情報を「ごみ不法投棄ホットライン」へ通報してください。
- ・余裕があれば、車の車種やナンバーなどを控えておいてください。後日、犯人を特定するための有力な手がかりとなります。
- ・不法投棄の現場に出くわしても、犯人に直接注意するなどの行為をする必要はありません。危険が伴うため絶対にしないでください!

1 市民・事業者・町内会などによる取り組み



不法投棄されたごみを一掃するため、石狩湾新港や石狩浜などを中心に一斉クリーン作戦を実施。昨年は延べ154団体の方々にご参加いただきました。

3 監視カメラの増設



市内の不法投棄が多い場所に監視カメラを設置し、24時間の監視体制を強化します。